

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷十二第

行發日一月一年四十四正大

號別特

地租と營業税との對立に關する考察……………法學博士 神戸 正雄

西陣の機業仲間……………經濟學博士 本庄榮治郎

朝鮮の農業金融組織……………法學博士 河田 嗣郎

往古に於ける上海と日本の史的關係……………文學博士 新村 出

資本の社會的性質……………法學博士 河上 肇

ビオ・ソシヤル假説の意義……………文學博士 米田庄太郎

産業集中てに就のマルクス説の謬想……………法學博士 田島 錦治

金紙幣本位制……………法學士 作田 莊一

水産資本融通問題……………法學博士 山本美越乃

海運に於ける競争の運賃に及ぼす影響……………法學士 小島昌太郎

支那の帝政と支那の文化……………文學博士 矢野 仁一

倫理と經濟との關係……………法學博士 財部 靜治

金紙幣本位制

作田 莊 一

- 一 問題
- 二 法定貨幣
- 三 意志貨幣
- 四 純粹貨幣
- 五 金製通貨
- 六 金紙幣
- 七 自由轉換制の得失
- 八 金紙幣の供給調節法

一 問 題

金貨か紙幣か。我等は今此の問題の解決を促されて居る。貨幣進化の行程に於て、金貨本位がやがて紙幣本位に推移し行くであらふと云ふことは、殆ど疑い難き根據ある見解であると言つてよい。然らば現在は如何なる本位制を以て最良のものと言ひ得るか。吾人は其に就て時代後れの金貨本位と時期尙早の紙幣本位との中間の制度として、金紙幣本位制を推稱せんとするものである。

我國其他、金貨本位制を執りながら事實上金貨の兌換、鑄潰及び金の輸出を禁止せる國々の通貨は、半金貨半紙幣の畸形兒となつて居る。金貨本位であれば、金を本位通貨となすのみならず、之に伴ふて政府は人々の請求次第に金貨を同量目の地金と引換に發行し或は回收し、何人も

自由に金を金貨に金貨を金に取換へて孰れをも任意に處分し得る所の自由轉換制が實行されて居なければならぬ。然るに今日は金貨を代表せる兌換券を金に取換へて任意に處分することは抑止されながら、外國にて取得せる金は之を發券銀行に賣却することに由つて兌換券に取換へ得る。通貨は増加され得るも減少され得ない。今日の如く通貨膨脹し物價騰貴せる際には、通貨收縮に傾くことが望ましきに却つて通貨膨脹の方向のみに通路が開かれて居る。而して物價は代表通貨たる兌換券によつて定められ、金貨は金紙の開きが生じないだけ却つて本貨通貨たる機能を奪はれ、或は金貨本位の如く或は紙幣本位の如く定名を付し得ざる變態を呈して居る。此狀態は決して金貨本位より紙幣本位に移る正常の徑路でないから、通貨の供給を調節する爲めにも、復つて正規の金貨本位に直ほすか、進んで新しき紙幣本位に移るか、或は其中間に適切なる新幣制を樹立しなければならぬ。併し今吾人は如何にして現在の變態を矯正すべきかと云ふ實際問題に立入ることを止め、今の變態の幣制は近く矯正せらるべきものと見て、金貨と紙幣との中間に立つ金紙幣本位制に就て卑見を述べて見たい。其に就て吾人は次の如き問題を掲ぐる。

我國の貨幣法は最初に貨幣の製造及發行の權は政府に屬すと規定せるが、此は如何なる本位制を採るも同様であり、國家が慣行貨幣を排して法定貨幣を執る旨を明かにしたものである。次に本位制に就ては左の如く規定する。

一、純金の量目二分を以て價格の單位と爲し之を圓と稱す。

二、金地金を輸納し金貨幣の製造を請ふ者あるときは其の請求に應ずべし。

此外に貨幣法は金貨(又は兌換券)に對し金地金を引換交付することを認めなかつたら、表面では金貨の私の鑄潰を禁止せるも罪として之を追求しなかつた。然るに大正六年九月十二日以降は金貨の私の鑄潰に對し刑事訴追をなすことゝしたから、極めて制限的なれど弗金貨拂下の方法にて金地金の引換交付を行つて居た。然るに又大正十三年十一月二日以後は地金の拂下價格を爲替相場に依ることゝなし、金地金の引換交付を全く停止した。此の地金交付の制限及停止は金貨本位制としては非常時の變態なれば以下暫らく之を無視することゝする。

我等は以上の現行法に對し其の下にある貨幣交通状態に何等の變化をも生せしめないで、左の如く之を改め得るであらうか。

第一案

一、價格を定むる貨幣の單位は之を圓と稱す。

二、本位通貨は金製とし、壹圓に純金量目二分を含有せしむ。

三、政府は請求に應じ、純金量目二分に對する壹圓の價格を以て、本位通貨を發行して金地金を買受け、又は本位通貨を回收して金地金を賣渡すべし。

斯く改むることが在來の貨幣交通に少しも變化を生ぜしめないとするならば、其の一と三を其まゝになし二のみを左の如く改むも、尙ほ貨幣交通は不變の状態に居るであらふか。

第二案

二、本位通貨は紙幣とす。

此の改正が尙ほ今の貨幣交通に異狀を來たさないとするならば、更に第一案の三を次の如く改むるとせば如何。

第三案

三、政府は請求に應じ純金量目二分に對する壹圓の價格を以て、若くは其上に別に別に定むる所の規定に依り豫め公告したる一定の手數料を徴收して、本位通貨を發行して金地金を買受け、又は本位通貨を回收して之を賣渡すべし。

吾人は以上の改正に就て、第一案及び第二案は貨幣交通の現狀に何等の變化をも生ぜしめないものと認むるが、第三案は現狀に對し幾分の變化を生ぜしむるも其は寧ろ在來の貨幣交通狀態を改善し得る制度であると考へる。此の一小篇の目的は其の理由を説明せんとするものである。

二 法定貨幣

金屬補助通貨に就ては是まで通用制限及發行制限若くは通用強制を以て其の成立基礎を説明することが普通の説であるが、補助通貨の創定當時にあつては斯の如く認め得られたるも今の補助通貨は已に變化して居る。現代の補助通貨は兌換的に又は多くは不換的に本位通貨を代表する依存關係に其の成立基礎を有し、此點は兌換紙幣又は不換紙幣と其趣を同ふする。代表通貨は固有の價值を有するを要しないで、已に其材料の價值から解放され、何を以て製造するも其の價值成立には一向差支ない。然るに獨立して價格の基準たるべき本位通貨たる金貨にあつては——本位銀貨も同様に——、之を金の貨幣と見るべきか、將た補助通貨が銀製又は銅製なると同様に已に其の材料の價值から解放せられ單に金製の法定貨幣たるに過ぎざるものと見るべきかに就ては、謂ゆる金屬説と表章説との間に爭議の存する所である。吾人は一概に兩説の孰れにも與みしないで、次に述ぶる如く金通貨より金製通貨への推移が行はれたるものと見るのである。

金貨本位制の特色は——其他一般の金屬本位制に就ても同様に言ひ得るが——金が其のまゝ、貨幣となり得ることを國家が確認せる點にある。此の確認は最初にありては、「クナップ」の見たるが如く國家の法制が宣告的に貨幣を創定したるものでなく、其までありし慣行貨幣を引受けて法定貨幣に變へたることを意味し、貨幣の實質は尙ほ不變のまゝであるを見るべきである。我國の貨幣法が、純金の量目二分を以て價格の單位となすと規定し他國にも類例が少くないが、是等の

規定の精神は國家が卒然に金(廣くは金屬)を以て價格の基準としたるのではなく、已に慣行貨幣たる金(廣くは金屬)を法定貨幣に改めたることを表明せるものである。此意味に於ける貨幣は金屬製の法定通貨でなく、法定の金屬通貨である。

現時の支那では生材銀貨及び外國製銀貨の慣行流通を默認し少くとも放任し法定銀貨が之と並んで流通して居るが、是等は地方によつて人々の好める或通貨が供給過少となれる場合の外は、其等の間に於ける品位量目の差異を目標として授受されて居る。支那政府が法定銀貨を充分に供給して而後に慣行銀貨の流通を禁止するならば始めて品位量目に拘泥せざる法貨の名價通用を見らるであらふ。併し其際の法貨は品位量目を基準とする慣行通貨の相續であつて、銀と云ふ特定の財貨及び其の一定の品位量目が法定貨幣の本位及單位を構成するものと見るを穩當とする。何れの國にありても曾て流通したる慣行貨幣は凡て利用價值に基く交通價值を有する特定の財貨及其の一定の品位量目から成立つて居る。國家が法定貨幣を制定するときは其の慣行貨幣の實質を受繼ぐのである。

慣行貨幣は利用價值に基く交通價值を有する特定の財貨の中に宿る貨幣であつて、其財貨と運命を共にする。其貨幣の流通界への供給は其財貨が生産又は輸入によりて市場に供給せらるゝと同じ傾向を有する。其財貨は世間の需要に應じて供給され、之に宿る貨幣は其財貨所有者により

て供給さるゝ。其が貨幣(通貨)の自由供給の原始状態である。

國家が貨幣制度を確立する目的は貨幣交通の安定を計るにある。其安定は貨幣流通の基礎たる社會信用に背かざるを要件とし其社會信用を動搖せしめない方法は、慣行貨幣に對し「法貨」の極印を付し貨幣に對する民衆の信用を一層確實ならしむると同時に、法定貨幣をも元の如く自由供給に任せ置くことである。謂はゞ自由供給は慣行貨幣に對し請ふがまゝに法貨の極印を付し與へ、極印なき慣行貨幣は通用を禁ずると言ふに等しい。此方法を確實に遂行し且つ法定の品位量目に相違なきことを保證する爲めに、自由鑄造の制度が生じたのである。此制度は本位通貨の名價と實價とを等しからしむる爲めに存すると言はるゝが、其名價と言ふは法定貨幣單位の購買能力を指し、實價と言ふは法定貨幣の前身たる慣行貨幣單位の購買能力を指す。嚴格に言へば貨幣には唯だ名價あるのみにて、其外に實價なるものはない。名價とは貨幣が現に販賣財を取得するときの能力を指し、實價に名價の由つて來る所の價値であつて、法貨を構成せる金屬の利用財としての交換價値ではない。本位通貨にありては名價と實價との一致を要すると言ふは、在來の慣行貨幣を法定貨幣に引直ほし、國家が獨占的に貨幣發行權を握る場合には、慣行貨幣の購買能力を其のまゝ法定貨幣に移すを要すると言ふことである。

國家が本位通貨たる金貨の自由鑄造を認むるときは必ず金貨の自由鑄造をも併せ認めなければ

ならぬ。自由と云ふも私人が勝手に金貨を鑄造することを禁止するは差支ない、其は自由鑄造と言ふも私鑄を許さないと同様である。自由鑄造は本位通貨の地金引換發行を、自由鑄造は其の地金引換回收を意味する。此の發行及回收によりて金屬と通貨とが自由に轉換さるゝ。自由轉換の制度は國家が慣行貨幣を形式的に否認し實質的に相續する方法である。金貨本位制も——他の金屬本位制も同様に——初め此の意義に於て成立したるものである。法定金貨は初めから法制の創成したるものでなく、已に貨幣たりし金の法貨として公認されたものである。

金が貨幣の實質をなす間は嚴格に言ふ所の金貨本位制が存在する。金は法定金貨の材料と云ふも、其は補助通貨の銀や銅や、紙幣の紙が材料であると全く意味を異にする。後者を土が彫塑の材料なるに譬ふれば、前者は織布が衣服の材料なるが如し。若し貨幣の進化を見ざる單純なる表章論者の言ふが如く、金貨は初めから單に金材に印刻したる法制の創造物なりとするならば、何故に國家は貴重なる金材を選ぶ代りに直ちに紙を擇ばなかつたのであるか、其理由が解らぬ。諸國現代の金單本位は英國の金單本位と共通ならしむることを一の理由として採用せられたるものであるが、其にしても英國初め諸國が早くより貴金屬本位制を採用して居つたことが問題となる。要するに最初の法定貨幣の制定は慣行貨幣を選択することに止まるのである。

斯の如く吾人は法定金貨と雖も初めは金を實質と見る貨幣であつて單に金に印刻したる國定の

記號でないを見るが、此見解は決して貨幣の表章性を無視する極端なる金屬學說ではない。「クナップ」は貨幣を以て表章的支拂手段となし、此表章は法制の創成せるものと見て居る。吾人も後に述ぶる如く貨幣は其純粹性に於ては表章であるとなすが、此表章は決して國家の力を須つまでもなく已に慣行貨幣の中に存在して居る。表章は社會心理的産果であつて、價值表章は已に社會の慣行に委ねらるゝ貨幣も亦具有して居る。慣行貨幣は利用財としての實財性を出發點のひとして發生し來るも、苟も貨幣となれる以上は、其は貨幣ならざる財貨と同様な實財性を有するに止まらないで、貨幣としての表章性を兼備して居る。國家の任務は法制によりて此の表章を確認し、次で貨幣をして益々價值表章たる特質を鮮明ならしむるにある。又國家が銀貨幣を金貨幣に取換へるときは、銀貨の有する表章性が金貨に依つて相續さるゝ。貨幣は言語の如く社會に生き表章に生きる。されど表章性が金屬と云ふ偶像に宿る間は——金屬が單に通貨の技術的資料とならざる限りは——偶像が神なる如く金屬が貨幣である。其點は慣行貨幣も法定貨幣も同様であると思ふ。

三 意 志 貨 幣

吾人は貨幣の表章性が國家の力にて形成さるゝと見ず、已に社會に於て存在すると見る。國家

の任務は此の表章性を發展せしむるにあるが、最初にあつては單に社會慣行の價值表章を確認し確保するにある。然らば國家が貨幣に關與する所の意義は唯其のみに止まるかと言ふに決して然らぬ。貨幣が社會慣習の手より國家法制の手に移るに及んで其の存在の所依が一變する。即ち此際、自然に發生し流通する所の自然貨幣は、國家が其意志によりて制定し運用する所の意志貨幣に變化するのである。國家が貨幣制度を立て慣行貨幣を其まゝに受納れたる際は、貨幣交通は唯だ確實性を増すのみにて其内容は變らないから、人々は殆ど貨幣に一大變化の生じたることを氣付かない。されど其時己に國家なる人格者が其の意志を以て貨幣の内容を自覺的自決的に變更し得る可能性が發生したと云ふことは貨幣にとつて時代を劃する一大變化である。箇人の自然的衝動力が意志力に進むるとき初めて自律の道德を生ずる如く、社會の自然貨幣が國家の手に收められて意志貨幣となるとき初めて貨幣政策を生じて來る。如何にあるかを觀察するに止まつた貨幣交通の現象が如何にあらしむべきかを考慮する貨幣交通の生活に進化したのである。

國家の意志を以て貨幣を規定する第一歩は種々の慣行貨幣の中より法定貨幣たるべきものを選択し、其貨幣を構成すべき財貨の種類性質を決定し、他種の財貨が貨幣の地位に侵入するを排斥すること、貨幣の通用に對し強制を行ふことである。

次に國家は本位通貨の下に補助通貨不換紙幣の如き代表通貨を創定する。貨幣を代表する信用

證券を發行することは私人も可能であり又廣く行はるゝが、信用證券が世間一般に且つ無條件に價値移轉の職分を盡す所の貨幣となり得るには、證券の發行者が總ての人々に亘り多額の貨幣を受領する地位に立てる政府なることを必要とし、又其の流通を確保する爲めには通用を強制し得る國家の權力に依るを要する。尙ほ又國家は曾て行はれたる慣行貨幣を復活せしめ法定本位貨幣となし現行のものご代らしめ、或は二種の本位貨幣を統一して複本位制を立て、或は複本位を改めて其一のみの單本位となし、又は金屬より成れる本位通貨の含有量目を増減し、更に進んでは本位通貨の供給に對して制限を設けることさへ可能であり、是等は孰れも實際に行はれたものである。

意志貨幣の特徴は其が團體意志に由りて決定せらるゝ貨幣たる點にある。或は社會の自然力にて何時かは仕遂げ得らるゝものであるとしても、國家の意志力は早くも貨幣を一定の目的に適應するやう改造し始めた。其の改造の結果が慣行貨幣と著しく面目を異にするを見るときは明かに自然貨幣と意志貨幣との相違を指示し得るが、併し意志貨幣の成立時期は之を法定貨幣の成立期に求めなければならぬ。尙ほ國家意志が貨幣を制定すると言ふも、其意志の實現に當りて自然の勢力を援引することあるは箇人の意志活動と同様である。此の自然力を援引する國家の意志活動は後に述ぶる所の通貨供給の調節によく認め得らるゝ。孰れにしても意志は目的を立て且つ之を

遂ぐべき適當なる手段を工夫し實行する。國家の意志が善く貨幣の使命を了解し之を實現せしむるやうに力むるならば、貨幣は漸次に不純の分子たる實財性を脱して價值表章の純粹の相を現示するに至るのである。

四 純粹貨幣

貨幣の職分は交通經濟に於て經濟價值を分配するに存し、其分配が特定の價值の移轉に對し一般の價值代表物を授受すること即ち賣買の方式に依りて行はるゝことが貨幣交通の特徴である。又一切の販賣財に對する購買力たることが貨幣の特質であるが、此の購買力は、非人格的に言へば貨幣の單位が販賣財を取得する購買能力であり、人格的に言へば交通主體が其所有する貨幣を以て販賣財を取得する購買資力を指す。然るに交通經濟の全體より見るときは、貨幣は賣買の方式に依る價值分配を職能とする所の機關であり、貨幣交通制は此の分配が行はるゝ所の經濟組織中の一機構である。従つて一國民の中に流通する貨幣の總體は寧ろ機能の優劣を云々すべき分配機能であつて價值の多少を云々し得る購買力ではない、但だ國際社會に於て一國民が他國民と貨幣交通を行ふ場合には一定時に於て現送又は爲替により對外通用をなし得る限度までの貨幣額が其時に於ける一國民の對外購買力となるのみである。

貨幣の性質を斯く見て、茲に斯かる職分を執る外に何の效能もなく其れ専門に用ゐらるゝ物體があるとしたならば、吾人は之を純粹貨幣と呼び得るであらふ。尤も一物が二通り以上の效能を有するからとて直に之を純粹物にあらず雜糅物なりと言ふは不當である。吾人が純粹と云ひ雜糅と云ふは、一物が二以上の異なる性能を有することが、之を用うる生活目的より見て其等の間に統一なく、其等の同時存在が各性能を用ゆる上に於て互に掃着し若くは牽制する状態にある場合に於て、或る一の選ばれたる使用目的の立場より見て、之に適せざる性能を混入するものを雜糅物と言ひ、其目的に適する性能のみを有するものを純粹物と言ふ。慣行の生材貨幣の如きは明かに雜糅貨幣にして貨幣の職分を執ると同時に他の目的に利用せらるゝ。補助通貨に就て見れば、尙ほ銀の純分の多少を云々する舊思想も残存すれど、大體に於て已に其材料から解放され、貨幣としての使用と金屬材としての使用との間に選擇の餘地なきまでに純粹化して來た。唯だ代表通貨なるが故に本位通貨が純粹貨幣とならざる限りは、此も亦全然純粹化したるものとは言ひ難い。

純粹貨幣と雜糅貨幣とは其の價値の成立及び變動に於て著しき相違がある。先づ靜態的理論と言はるゝ價値の成立に就て見れば、雜糅貨幣の價値は尙ほ之を構成する特定財貨の價値を一要素として居るが、純粹貨幣の價値は全く斯かる實財的價値を離脱して居る。純粹貨幣の價値には少しも財貨の利用價値を包含しないのみならず、又是まで謂ふ所の交換價値をも發見し得ない。蓋

し交換價值と云ふは利用價值ある二財貨の交換を目的とする對比的價值を指すからである。純粹貨幣の價值は交通當事者より見れば單に購買力であり、交通の組織的全體より見れば經濟價值の交易的分配機能率とも言ふべき性質のものである。之に對しては利用價值及交換價值の外に第三の價值を設くるか或は貨幣の價值と言ふ觀念を放棄しなければなるまい。斯かる意味の貨幣の價值は勿論、雜糅貨物にも存在し、其が純粹貨幣に近づくに従つて其の重味を加ふるか、純粹貨幣となるに至つて始めて不純の價值を驅逐し終り明かに其全貌を看取し得るのである。次に動態的理論と謂はるゝ價值の變動に就て見れば、雜糅貨幣にあつては之を構成する財貨の價值が其需要提供の消長に應じて變動するとき、貨幣の價值も亦其影響を受くる。支那の銀貨及銅貨に其の適例を見る。之に反し純粹貨幣の價值の變動は如何なる特定財貨の價值變動にも依存することなく、其は専ら貨幣單位の總額及び其が社會の各人に分配せられある状態並に各種の販賣財の提供最及び其等が社會各人の需要に應酬する状態の變化に由つて起るのである。

雜糅貨幣は交通經濟に於て價值分配の任務を執ると同時に利用經濟に於て生産又は消費の用途にも向け得らるゝ。斯かる貨幣は一見重寶なるが如きも貨幣としては完全に其任務を盡し能はざる缺點がある。貨幣たる財貨は一方では一切の販賣財の價值を測定する基準でありながら、他方では自身が價值を測定せらる販賣財の一である。或財貨が——例へば農業時代の主食品の如く

——絶えず何人にも需要せられ、尙ほ何人にとつても最も必要な生活資料であり且つ生活費の中に於て最も多額の價値を占むるものならば、其財貨の價値を以て他の有らゆる財貨の價値の基準となすことは甚しき不都合なきやうに思はるゝも、現代には斯かる標準に適せる財貨は一もなき、又之ありとするも今日の如く分配の社會機構が複雑となれる時代には到底、純粹貨幣の如き優秀なる機能を發揮するを得ない。殊に如何なる財貨も固有なる價値の消長あることを免れないから、數々生すべき其の變動は一切の販賣財の價値を對比的に變動せしめ、貨幣としての價値變動をも之に加へて著しく貨幣交通の安定を妨ぐる。貨幣は其の固有の職分より見て寧ろ利用價値ある財貨に依存せざるを可とし、又斯くせざるによりて貨幣として用ゐらるべき特定財貨の大部分の量を其の固有の用途に向け得らるゝ。消費を抑へ易い金の如きは寧ろ之を貨幣として用ゐる方が利益なるやうに思はるゝが、消費を抑へ易いと云ふことに氣付くならば已に金が價値の基準として不適任なることを知り得る譯である。

五 金 製 通 貨

今日の法定金貨は已に雜糅貨幣の階段を越へて純粹貨幣にまで昇進したるものなるや否やは、單に其外貌を見たるだけにては認明し難い。國定貨幣は已に意志貨幣となつて居るが孰れの國に

ても金貨制定の當時には未だ之を純粹貨幣とは見て居なかつたであらふ。金が即ち金貨であり、金が金貨の實質を構成すと見るときは法定金貨と雖も尙ほ雜糅貨幣たるを免れない。之に反し金貨は金製の價値表章であり、金は法貨製造の技術的資料であると見るときは貨幣の作用に於ては尙ほ缺ぐる所あるも觀念に浮びたる其の性質は已に純粹貨幣であると言ひ得らるゝ。

現代諸國の金貨は原則として金と金貨との自由轉換を認むる所の自由金貨である。此の自由轉換制は先きに述べたる如く、もと國家が金即ち金貨たりし慣行貨幣を法定貨幣として確認し、貨幣の製造及發行權を掌握する際に於ける必要なる制度であつた。然るに我等の今の貨幣思想を以て解釋すれば、此制度は、通貨供給の調節方法と考へることが出来る。自由轉換の事實に於ては毫も異なる所なきも、之を如何に考へるかの意味に至りては前後に著しい相違がある。

一國の通貨は信用其他の貨幣交通機構に變化なき限りは、販賣財が漸次に増加し行くに適應して之と均衡を保ちつゝ漸増するを可とし、急激に増減しないやうに仕向けられねばならぬ。金は永年の蓄積量多大なれば年々の産額も全存在量に比して重きをなさない、又金は大地の富源より抽出するものなれば人力を以て急速に増加せしむることは不能である。自由轉換を認むる金貨本位制は斯くて通貨の過度の膨脹を制し得る。又自由轉換によりて金の價格は一定するが故に、其價格以下に生産され得たる金の大部分は金貨となり、其にて通貨膨脹し物價高騰すれば金の生産

産費も亦上ぼりて金の生産の増加、従つて金貨の増加を抑制する。更に金の提供が需要に添はざれば進んで金貨の鑄造となり通貨の收縮となり、其が又物價を通じて金の生産増加となり通貨の増加となる。斯の如き通貨供給の調節作用は必しも金貨に限らないが、金が最も此の適應性に富み、其故に金貨が固執されて居る。金即ち金貨なりとなす思想から言へば、金の價値は其の需要提供が他の財貨に比して激變少きに由り比較上最も安定して居ると云ふ理由にて、價値の安定を尙ぶ貨幣に金を用ゐて一より他に反射せしむると見る。通貨の供給調節の爲に金貨を採るとなす思想から言へば、唯だ金の需要提供は激變しないから自由轉換制によりて之を通貨の資料となし、其の急激過大なる増減を避けると見る。是に於てか金を實質とする金通貨と金を資料とする金製通貨との別を生じて來る。

然らば同一事實たる自由轉換制を斯の如く異つた意味に解する所の現代の貨幣思想は如何にして生じたるか。其は慣行貨幣が法定貨幣に進むに及んで、貨幣は已に自然の産物でなく意志の成果であると云ふ見方が次第に成熟し來つたからである。貨幣が自然秩序の下に成立し流通する間は其數量の多少を考慮し按排する者はない。國家が其意志活動の中に貨幣の制定及運用を加ふるに至つて貨幣交通を調整する爲めに適當なる手段を考慮する者を生じた。今では金と金貨との自由轉換は、金を金貨となすのではなく、通貨の供給を調節する爲め的手段として金製通貨の發行

及回收を金に依存せしむると見るべきである。尤も斯の如き見方は専ら國內貨幣としての金貨に就て言つたのである。金貨は國內貨幣たると同時に國際貨幣として用ゐらるゝ。此方面に於ける自由轉換制の作用は、一國の貨幣をして世界の金貨國間に於ける共通貨幣たらしめ、以て對外爲替價値を安定せしむるにある。國際貨幣は尙ほ自然貨幣であり、國家が積極的に之を支配することは出来ないから、國家は唯だ自由轉換制に依りて、意志貨幣たる國內貨幣を自然貨幣たる國際貨幣に順應せしむると見るべきである。

斯の如く見るときは我貨幣法に「純金量目二分を以て價格の單位となし之を圓と稱す」と言へる文句は、事實を動かすことなくして之を「價格を定むる貨幣の單位は之を圓と稱す。本位通貨は金製とし、一圓に純金量目二分を含有せしむ」と改め得ると思ふ。又是に至れば自由鑄造及自由鑄潰の語を改めて、政府が一定の價格を以て地金を買受け又は賣渡すとなすも差支ない。但だ其際には必ず通貨の發行又は回收をなすを要する、これ自由轉換の事實を存置せんが爲めである。

六 金 紙 幣

現代の自由金貨を單に金製通貨と見做すならば、其は己に純粹貨幣に到達したるものと言ひ得るであらうか。金製の理由が通貨の自由轉換と共に單に通貨供給の調節手段を執るにあると考ふ

るならば、觀念的には此の試問を肯定して差支ないであらふ。されど事實に少しの變更なきに唯だ意味のみを變化させることは恐らく主觀に偏する嫌を免れないであらふ。又觀念的には金貨を純粹貨幣と考へ得るとしても、現實には貨幣が一財貨たる金と一體であると云ふ事實を打消すことは出来ない。公平なる又安全なる見解は、金貨が已に純粹貨幣に向つて出發したと言ふにあるであらう。而して觀念は事實を誘導する。貨幣の事實も亦其の意味の變化によりて次第に變り行く傾向がある。我國の如く兌換券が安全に流通する所にては已に之を以て本位貨幣の如く見做す慣習を生じ、又金と金貨との轉換は中間に造幣局と發券銀行とを置いて金と兌換券との轉換に變つて居る。尙又對外通用の貨幣は爲替に於ては兌換券であり、現送に於てはよし金貨であつても唯だの金である。従つて金と兌換券との自由轉換さへ存置さるれば事足り、中間の金貨は全く無用となつて居る。更に自由轉換制を以て通貨供給の調節手段と見るときは、其手段の效力さへ傷けなければ、通貨が金製であらうと紙製であらふと實際に於て何等の支障なく、理論的には當然に無差別である。斯くして唯だ兌換券の兌換の文句を取去り、其發行機關を中央銀行より政府に移し、事實に於て行はれたる金貨の流通を制度の上にて廢止するならば、金貨本位制は直ちに金紙幣本位制に變ずることとなる。尙は金融調節と兼ねたる現行の兌換券制限外發行の制度は、頗る疑問の存する所であるが尙ほ之を存置するとせば、今の制限外發行税を制限外發行貸付利子に

代へ、政府が紙幣を發行して中央銀行に交付すれば事實には何の相違も生じない。

金紙幣本位制となるときは其は本位制の名義を變へたるのみにて、實際の貨幣交通には何の變動をも生ぜしめない。併し其の名義の變化は貨幣進化の上に甚だ重要な意義を有する。金紙幣本位にありては金は國內に於て貨幣となる資格を失ひ、貨幣は唯だ本位通貨たる金紙幣と代表通貨たる補助通貨のみとなる。此の補助通貨に就ても、若し政府が人々の請求に應じて大小各種額の通貨を互に引換ふる義務を負ふならば——其は實際に於て甚だ必要なる制度であり、引換を一定額以上に制限すれば實行も亦容易である——政府に對して其の發行を制限する必要もなく其の缺乏を訴ふる奇怪なる現象も起らず、又其の通用制限すらも存置する理由も實益もなく其結局、小額面の通貨は存しても補助通貨なるもの消滅することゝなる。又金紙幣となれば兌換券は勿論自然消滅に歸し、不換紙幣も亦存在の餘地がなくなる。蓋し不換紙幣は金屬本位通貨の存在を前提とし、其を不換的に代表せるものなるが故である。若し金紙幣本位制に於て金引換の紙幣回收を停止するならば、其間是一時、金の冠を捨て、獨立紙幣となるが不換紙幣とはならぬ。斯くなれば金紙幣の下には、單に紙製の大額面通貨の外に使用の便宜の爲のみに金屬製の小額面通貨を用ゆるに止まりて一切の代表通貨が消滅し——是まで重寶と思はれた複合通貨制も亦消滅し——従つて又代表通貨又は補助通貨と對立する觀念たる本位通貨なるものも無くなり、價

格を定むる本位はあつても貨幣の本位なるものは存在しないことゝなる。

金貨が廢せられて金紙幣となるときは、金と金紙幣との自由轉換は全く通貨供給の調節方法に過ぎないことが明瞭に了解せられ得る。意志貨幣が是處まで發展し來れば、貨幣は價值表章にして金屬に依屬しないと云ふことが確め得られ、純粹貨幣の相が際立つて鮮明に現はれる。されども金紙幣は表面より見れば價值表章其ものであるが、裏面には金が控へて紙幣を左右して居る。金（廣く云へば金屬）が直ちに貨幣であつた慣行の生材貨幣が一進して金を成立基礎とする法定の鑄造金貨となり、其が再進して金を成立條件とする金紙幣となる譯である。成立の基礎は動かし難いが成立の條件は一より他に替へ易い、條件を替へて三進せしむれば金紙幣はやがて獨立紙幣となり得る。この點に於て金紙幣は、尙ほ金の名稱を捨て得ざるやうに金の自由轉換制の上に立つと云ふ事情に於ては金貨と同様でありながら、而かも貨幣進化の上に於て甚だ重要な地位を占むるものである。

金貨本位制が金紙幣本位制に變るときは、當然に兌換券も無くなつて兌換制度の消滅し兌換準備も要しないことゝなる。其に代つて紙幣發行者たる政府が金の保有を必要とする事由は、第一には國內に於ける金の需要に對し紙幣を回收して金を交付するにあるが、國內の金消費量は略ぼ豫定し得られ且つ其需要量は次の場合に比ぶれば極めて少額に止まるが故に、之に對する引換準

備は特に問題とするに足らない。金保有の必要は寧ろ第二の場合として、對外支出超過するとき國際貨幣として現送すべき金の交付請求に應ずるにある。金貨本位に於ける兌換準備は金紙幣本位にあつては主として對外收支の決済準備となるが、此點は現在と雖も諸國を通じて概ね然うなつて居る。大戰前にありても、兌換券發行額の三分の一を必要の準備額となすと云ふ標準は殆ど意味を失つて、各國共に多々益々可なりと云ふ調子にて金貨の蓄積に腐心して居たのである。唯だ金紙幣本位となれば金の保有額は紙幣の發行額と直接の關係なく、殆ど之を決済準備と見做して對外收支の均衡状態を鑑みて準備すればよい。對外支出超過の傾向ある國は其の超過豫想額に徴して寧ろより多き準備金を置くを安全とすべく、對外收入超過の傾向ある國は其の超過豫想額に徴して金の確實なる限り殆ど準備金を常置せずとも差支ないであらふ。一國の國際信用は紙幣發行額と金保有額との割合に依らないで、對外收支の均衡状態に對應し行く金保有額の多寡に依りて評定せらるゝ。制度又は政策として金保有額の最低限度を定むる場合にも亦紙幣發行額の多少如何に拘らず、主として對外收支の偏差如何を標準としなければならぬ。對外支出超過の傾向ある國が其の超過に應ずべき金準備を調達し得ざる状況にあるならば、逆に金準備の存続する限度に於て支出を許容するやうに收支其事を調節しなければならぬ。金準備が涸渇するときは金貨本位と同様に金紙幣本位も亦破壊せらるゝのである。

七 自由轉換制の得失

金紙幣本位制は金と紙幣との自由轉換を認め、之の手段に依つて紙幣の供給を調節するのである。已に自由轉換を一の手段と見るならば、やがて此手段が果して通貨供給を適度ならしむる良方法なるや否やが吟味せらるべき問題となる。若し此手段よりも尙ほ善く調節の目的に適へる方法があるとすれば、此を以て彼に替ふるも敢て妨げない。斯くの如く調節手段を替ふるも可なりと考へ得ると云ふことは、已に金紙幣が純粹貨幣の階段に昇れることを明示し居れるが、さればとて其調節手段が全然金を離るゝならば、金紙幣はもはや存在しないこととなる。

先づ自由轉換制の價值如何を考ふるに、第一に此制度は政府をして財政其他貨幣政策以外の目的を以て通貨を濫發せしめ得ない點に長所を有する。法定貨幣は國家の制定する貨幣なれど、國家が通貨の濫發を自制する爲めに金の產出と云ふ自然の牽制に其の意志を依存せしめて居る。國家機關が國家の意志を過つて決定することなしと信じ得らるゝほどに國家組織が進歩するまでは、此の自家強制は一應は必要の制度と思はるゝ。されど此制度が是まで金貨本位制の下に運用されたる有様を見れば、政府は必しも通貨の伸縮及び物價の騰落を標準としないで、或は外資を仰ぎ或は外に投資して金を増減し、其人爲策は上述の自家強制を無効ならしむる場合が少くな

い。國際交通の發展せる今日にありては、金の産出と云ふことは、世界的に見ればともかく、國民經濟にとつては、通貨供給を調節する強き制御力とはならないで、通貨の伸縮は寧ろ國際交通方面に於ける政府の人為的政策に由る所が多い。勿論其等の政策が必しも悪るいと云ふ譯ではなく、唯だ其爲めに自由轉換制の効力は甚だ頼み少ないものとなるのである。

第二に自由轉換制は、金の需要及提供が諸財貨の中にも最も變動の少ないものであると云ふ理由にて、金の需供と云ふ自然作用に通貨供給の調節を依頼せんとするのである。然るに此點は單に金の生産及消費に就て言ふも期待さるゝほどに着實なる步調を取つて居ない。「フィッシャー」教授が弗貨補正案を提出したのも其故である。殊に對外收支の偏差に由る金の輸出入に至りては、たとへ金の價值變動が世界的であるとは言へ、其より來る金の提供量の増減のみにても著しく通貨の伸縮を惹起し自由轉換は寧ろ貨幣交通を荼毒する。若し其の結果を防止せんとする正貨政策を執り、或は兌換券の無準備發行を寛大にするならば、通貨供給の調節は却つて他の方法に委ねられ、自由轉換制はあれども無きが如くなるであらふ。

然らば金の自由轉換に替るべき適當なる通貨供給の調節法が他に存するであらふか。「ケインズ」氏は「貨幣改革論」に於て、其方法を大銀行の信用方策に托して居る。金融組織が善く整ひ、社會秩序及商業道德を重んずる英吉利にあつては、斯かる方法も良策と考へらるゝであらふが、

我國には應用し難い。吾人は今實行の難易は別として一般に合理的と思はるゝ一方法を試みに擧げて見たい。其は物價の騰落に應じて通貨を伸縮する方法であつて、通貨政策たると同時に物價政策である。

其に依れば、物價が高騰して或程度に及ぶときは通貨の或數量を回收する。其回收は、社會の各階級に於ける各人の或程度以上の全所得に適應して、各人の購買資力の一部を削減する所の臨時課税に由りて之を行ふこととする。租税の種類は一般所得税又は課税の目的に適する多くの消費財を網羅せる消費税若くは其二種とし、課税技術上より見て能く目的を達し得べき税種に重きを置くを可とする。斯くて收得したる租税は歲計上之を臨時支出となし其數額を流通外に置くのである。次に物價低落して或程度に及ぶときは或數額の通貨を新に發行する。其數額は歲計上之を臨時收入となし、先きの課税と同様な標準に依りて現に賦課する租税を臨時に減少し、各人の購買資力を増加せしむる。尤も此の減税の必要は恐らく甚だ稀に生ずるであらふ。以上の租税手段による通貨調節策は普通の財政運用より嚴重に區別すべきことは勿論であり、物價騰落の公認方法、通貨調節を始むべき物價騰落の程度、及び此程度に適應すべき通貨發行額又は回收額の通貨總額に對する比率等は總て法規によつて一定し、何人も經過を豫想し得らるべき制度とするのである。尙ほ此の方法の外に金利の騰落に應じて通貨供給を調節し、物價の騰落に依る方策を

補充するも可なるが、金融の通塞は多く金融其もの、組織及び運営の良否に由るが故に、金利の變動に徴して通貨の發行又は回收を求むる方法は、金融其ものに存する罪過を通貨供給に轉嫁せしめないやうに考慮しなければならぬ。

上述の通貨供給の調節法は言ふまでもなく、通貨の數量が物價に結果を及ぼすと云ふ原理を前提として居る。此原理が何處まで實現するかは他の事情如何に依りて著しく趣を異にするであらふが、社會の凡ての人が購買者であり、人々の購買資力を増減することが物價に變動を生ずると云ふことは略ば疑なき所である。唯だ物價上れるとき租税を加へ物價下れるとき租税を減ずるは一見すれば生計の難きとき益々之を難からしめ其の易きとき愈々之を易かしむるが如き不條理の觀あるも、其實は然うでない。物價高しと云ふは高くとも尙ほ購買者あることを語り、物價低しと云ふは低からざれば購買者を得ざることを示す。物價高くして購買者の列より排除せられ生活難に苦む人々は、其全所得も少かるべく其の消費財も絶對必需品が主なるものなれば、通貨回收の爲の租税を課せらるゝことは殆どなかるべく、寧ろ物價低落の利益を受くるに止まるであらふ。租税の負擔は購買資力の大なるものほど重くする譯なれば、其爲に一般に生活難を來たすことなく、何人も物價低落に由つて多かれ少かれ租税の負擔を償ひ得るであらふ。又物價の低落は購買者たる一般人の利益なるも販賣者は概して豫期の利益を擧げ得ないで、生産の増進及び配給

の圓通を妨ぐるが故に、下れる物價を回收せしむるも亦必要でないとは言へない。物價下れる際に購買資力を増すは樂める者を更に樂ましむるが如きも、物價下る時節は概ね不景氣の際にて多數者は購買困難を感ずる場合多く、寧ろ下れる物價が回復することを苦痛とするであらふ。併し其苦痛は生産及び配給の萎縮を救濟する聯帶の代價なれば已むを得ない。

凡そ物價の騰落は其原因極めて複雑なるも、大體に於て商品需要者側の購買資力と商品提供者側の販賣品原價(主として生産費)との變動に由りて生起する。廣く多種の重要商品に亘りてや、長く、其生産費を下るほどに價格が低落を續け居るは恐慌の場合に見る現象であるから、此際は特別の救治策を要するや言を須たぬ。されど常態にありては概ね提供者は原價以上に高く賣れるだけ賣らんとし、之に對し價格の決定を與ふるものは需要者の購買資力の程度である。故に物價の調節には購買資力を主たる目標とするも大過ない。又社會の總ての人は購買者なるが故に、各人に就て購買資力を加減することは、物價を安定せしむる上に於て、よし他の原因に妨げられて效果の些少なる場合はあり得るとも、最も普遍的であり、比較的に公平なる方法であると言ひ得らるゝ。人々の周知せる彼の物價指數標準法は、價值分配の不公平を矯むるには善き方法ならんも、吾人は一國の物價を以て單に國內問題とせず、國內物價と國際物價との並行を一の標的とするが故に、力めて物價の平準を安定せしめなければならぬと思ふ。尙ほ以上の物價調節に結ぶ通

貨調節法は、極めて複雑なる問題に就て説く所餘りに簡單に失せるが故に、恐らく多くの疑惑を招くであらふと思ふ。されど此の問題は今、主題とする積りではないから略述するに止めたい。

以上の通貨調節策は現在の租税道德及び租税制度を以てしては恐らく實行し難いものであらふ。而して吾人が實務家より空論の一句を以て笑殺さるゝであらうことを豫想しながら敢て茲に卑見を挿んだのは、一には純粹なる紙幣本位制を速かに樹立すること難く、尙ほ金紙幣に甘んぜざるを得ない理由を示し、又一には之を以て後に擧ぐる金紙幣の供給調節法たる條件付自由轉換制に移る階程となさんが爲めである。若し我等が、租税に依ると否とを問はず、何等かの有效なる調節方法を設けて金の自由轉換制に替へ得るならば、其時には金が貨幣の成立條件にさへもならないで、もはや通貨が金紙幣であることすら必要でなく、貨幣は全く金と絶縁し、恐らくは如何なる財貨とも絶縁して、無條件に價値表章其ものとなれる純粹貨幣たる獨立紙幣が、安全に成立するであらふ。今は時期尙早である。

更に轉じて國際交通の方面を見るに、各國共に金貨本位若くは金の自由轉換制を維持するとき、爲替平價は一定して爲替相場の變動を極少ならしむるが、若し此制度を廢するにせば之に替へべき良法を求めなければならぬ。其一方法として考へ得らるゝことは世界大戰の間及後に行はれたるが如き國際證券の賣買に依る對外收支の決濟を平時に規則正しく行ふことである。曾て塊

太利はボンド證券の賣買によりて紙幣爲替相場を調節して居つた例もある。此方法を執るには紙幣國が國際金融市場に密接なる關係を有し絶えず一流の國際證券を有利に敏活に賣買し得る地位に居り、並に紙幣制の下に通貨及物價の調節を有効に實行し得ると共に、長期に亘る著しき對外支出超過の傾向を有せざることが必要な前提となる。尙ほ又是等の前提が備はるとしても國際金融上第一流の地位に居る國でなければ金の自由轉換制を採る場合の如き安定せる爲替相場を永續的に維持することは困難であらふ。尤も自由轉換制を採るも物價騰貴し對外支出超過することが甚しくなれば此の制度を保持し能はざる窮地に陥るであらふが、少くとも此制度の續く限りは國際經濟上劣勢に居る國ほど此の制度の齎らす爲替相場の安定によりて受くる利益は多大である。國際貨幣たる金は自然貨幣であり、近き將來に於て自然に又金が其地位より退けらるゝに至るかも測り難いが、其までの間は金の自由轉換制は容易に拋棄するを得まい。彼此を考ふれば金貨本位制を金紙幣本位制に改め置くことが最も得策である。是ならば今もよし、又何時金が國際貨幣交通から退けらるゝとも容易に其状態に順應し得らるゝであらふ。

八 金紙幣の供給調節法

金の自由轉換制は少からの缺點を有するが、さればとて之に代るべき良法も得難い。斯くて金

紙幣本位は今の所、進み得る所まで進んだ本位制であると言はざるを得ない。併し此本位制を採るとしても、其自由轉換制を無條件に存置するは保守に過ぐる、吾人は此制度の缺點を補ふ意味に於て一の條件を付したい。其は自由轉換制に加味するに物價の變動を標準とする所の通貨調節法を以てし、一定時の物價を基準とし、物價が之より騰落するならば、金に對する紙幣の發行又は回收に手数料を徴するのである。若し物價が或程度以上に高騰するときは、金を提出して金紙幣の發行を請ふ者に對し物價の程度に應じ遞次的に發行手数料を徴收し若くは其だけ割引して金を買受ける。之に對應して回收の方面では發行手数料だけ割引して金を交付する。又物價が或程度以下に低落するときは、金紙幣を提出し其回收に代へて金の交付を請ふ者に對し同じく遞次的に回收手数料を徴收し若くは其だけ割増して金を賣渡す。之に對應して發行の方面にては回收手数料だけ割増して金紙幣を交付する。前の場合には金の價格は發行手数料だけ下落し、其の生産又は輸入を抑制し其の消費又は輸出を促進する。而して通貨は無條件の自由轉換の如く過度に膨脹しない。後の場合には金の價格は回收手数料だけ上騰し、其の消費又は輸出を抑制し、其の生産又は輸入を促進する。而して通貨は無條件の自由轉換の如く過度に收縮しない。此方法に於ける物價騰落の公認方法、手数料を徴收するに至るべき物價の騰落程度及び其の程度の高低に應ずる手数料額又は其の裁定方法等は法規に依り一定し、手数料の決定額を公告する。此の方法によ

れば、其の効力は著大ならざれど、無條件の自由轉換に比すれば、金の需要提供の如き迂遠なる牽制に依らず、物價の變動と云ふ直接の事件に依るが故に、通貨供給の調節法として一層意義あるものと考へらるゝ。又自由轉換制に條件を付するときは、無條件の場合に比して自由轉換制が單に通貨調節方法に過ぎざる所以を一層明確ならしめ、意志貨幣の特質を發揮し貨幣の純粹性を明示するのである。

此の方法は國內に於ては物價に或る程度の安定を與ふる效あつて貨幣交通の上に弊害を生ずる恐はない。唯だ金の生産及消費にはや、著しい影響を與ふるが、金の消費が増加するも金の滅盡とはならず、金の生産が減少するも其生産源は後日の生産に留保せらるゝから、さまで弊害があるとは言へない。然るに國際方面に於ては直ちに爲替價值の變動を生じ、通貨發行手數料は其だけ爲替の實際平價を高め、通貨回收手數料は其だけ爲替の實際平價を低くし、一は造幣手數料に、他は兌換手數料に似て居る。されど此等の手數料は法規によつて一定し公告によつて周知され又數々變更さるゝことはないから、決して思惑を容るゝ餘地なく爲替相場を動搖せしむる危険は存しない。尙ほ以上の條件付自由轉換制の外に、金融手段に由る通貨調節法を付置することは頗る便宜であり時には必要を感じることもあるも、此に就ては先きに述べたる如く、金融の爲めに物價を犠牲としないやうな手段を擇ばなければならぬ。

金紙幣の條件付自由轉換に依りて通貨供給を調節する所の金紙幣本位制は、専ら貨幣制度の改善と云ふ立場より試に提出したる私案である。述ぶる所は甚だ淺薄に失し充分に先覺の叱正を仰がなければならぬことは勿論であるが、殊に此の卑見は我國の宿痼たる輸入超過に由る對外收支の逆勢偏差を矯正するの效なきは言ふを須たない、否寧ろ其逆勢偏差に由りて制度其ものすら破壊せらるる危険あることは從來の自由金貨制に比して五十歩百歩の相違に過ぎないであらふ。併し如何に善美なる幣制と雖も、恐らく其が原因力又は制御力となつて對外收支の病的偏差を矯正することは出來得ないであらふ。我國としては此の多年の固疾を救済すべき方策を徹底的に考究し遂行することが最も急務であるが、同時に又金制を改善して收支均衡策を援助することも重大なる意義を有すると思ふ。